

京都市会公印規程の一部を次のように改正する。

平成20年5月14日

京都市会議長 内海 貴夫

第3条第3項中「京都市会公文書取扱規程」の右に「(以下「公文書規程」という。)」を加える。

第5条を次のように改める。

(押印手続)

第5条 公印を使用する者(以下「公印使用者」という。)は、文書管理システムを利用して意思決定を行ったときは、文書管理システムにより、公印を保管する所属に対して、公印の押印のための申請(以下「公印申請」という。)をしなければならない。

2 公印使用者は、押印を必要とする文書(以下「押印文書」という。)に係る次の各号に掲げる添付文書の種別に応じ、当該各号に掲げる文書を保管者又は保管補助者(以下「保管者等」という。)に提示しなければならない。

(1) 電磁的記録 押印文書

(2) 紙の文書 押印文書及び当該添付文書の付いた添付文書回議票(公文書規程第4号様式に規定する添付文書回議票をいう。)又は紙決裁(公文書規程第2条第8号に規定する紙決裁をいう。)の決定書

3 保管者等は、前項の規定により提示された押印文書と当該決定書とを照合し、押印を適当と認めるときは、公印申請が行われた決定書にあっては文書管理システムに承認の意思を登録し、その他の決定書にあっ

ては公印使用者に公印使用簿及び当該決定書に必要な事項を記入させ
たうえ、自ら押印し、又は公印使用者に押印させるものとする。

- 4 前項の規定により公印使用者に押印させるときは、保管者等は、その押印に立ち会わなければならない。

第6条第2項及び第4項中「京都市会公文書取扱規程」を「公文書規程」
に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この訓令による改正後の京都市会公印規程第5条の規定は、公布の日以降に公印申請を行うものから適用する。